

＜法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します＞

## 環境関連法規制等の動き 2018年3月(2018.2.20～3.19)

### 法令情報

#### 1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

＜環境省令第2号＞(2018.2.22公布、2018.4.1他 施行)

電子マニフェストの使用が義務化される対象事業者が、当該年度の前々年度において特別管理産業廃棄物(PCB関係を除く)を年間50t以上排出した事業者(多量排出事業者)となりました(2020.4.1施行)。その他、親子会社が知事の認定を受けた場合に、産廃処理業の許可を受けずに相互の産業廃棄物の処理(自己処理)ができる具体的条件及び申請の方法等が決められました。

**該当廃棄物を排出する事業者に適用されます。**

＜参考＞官報 <https://kanpou.npb.go.jp/20180222/20180222g00036/20180222g000360000f.html>

#### 2. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

＜政令第35号＞(2018.2.21公布、2018.4.1他 施行)

潤滑・切削油等に使用されているポリ塩化直鎖パラフィンの一部並びに難燃化効果が高く防炎処理した生地等に使用されているデカブロモジフェニルエーテル(DBDE)が第1種特定化学物質に指定され、製造、輸入の制限及び含有製品の輸入(2018.10.1施行)が禁止されました。また第1種特定化学物質であるPFOS等の使用製品の半導体用エッチング剤及びレジスト等も輸入が禁止されました。

**該当物質を製造または含有する製品を輸入する事業者に適用されます。**

＜参考＞経産省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/2017/02/20180216001/20180216001.html>

#### 3. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

＜国土交通省令第10号＞(2018.3.1公布、同日施行)

国際海運からの温室効果ガスの排出を削減する取組みの一環として、船舶の燃料油の消費実績を国際海事機関(IMO)に報告し、「見える化」する取組みが始まります。国際航海等に従事する船舶で総トン数5000t以上の所有者は、2019年以降、燃料油の年間消費実績を翌年3月までに報告する義務が生じます。

**該当船舶を所有する事業者に適用されます。**

＜参考＞国交省ホームページ [http://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji07\\_hh\\_000097.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji07_hh_000097.html)

### 一般情報

#### 1. 2016年度 振動規制法 施行状況調査の結果について (2018.3.1環境省)

振動に係る苦情は全体で3,2千件(前年度比+241)あり、直近10年間は毎年3千件前後を推移しています。都道府県別では東京、大阪、神奈川、埼玉及び千葉の5都府県で苦情全体の6割を占めています。同法に基づく規制地域の特定工場等への苦情は135件(同+3)、立入検査は87件(同▲24)行われましたが、改善勧告・改善命令共に0件(同±0)でした。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/105181.html>

#### 2. 2016年度 騒音規制法 施行状況調査の結果について (2018.3.1環境省)

騒音に係る苦情は全体で16千件(前年度比▲226)あり、ここ2年間は減少傾向にあります。同法に基づく規制地域の特定工場への苦情は840件(同▲117)、立入検査は490件(同▲161)行われ、改善勧告は

2件(同±0)出されました。改善命令は0件(同±0)でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/105182.html>

### **3. 2016年度 悪臭防止法 施行状況調査の結果について (2018.3.1 環境省)**

悪臭に係る苦情は13千件(前年度比▲335)あり、直近13年間連続で減少しています。同法に基づく規制地域の工場・事業場への苦情は4.9千件(同▲100)、立入検査は1.7千件(同+56)行われ、改善勧告は4件(同+1)出されました。改善命令は0件(同±0)でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/105184.html>

### **4. 2016年度の大気汚染防止法の施行状況について (2018.3.16環境省)**

大防法に基づく規制対象施設等への立入検査は4万件(前年比+6.6千)と大幅に増え、増加分はほぼ特定粉じん排出等作業場に対するものでした。行政処分及び指導は1万件(同+3千)あり、うち改善命令等の処分は7件(同▲1)とこちらもほぼ特定粉じん等排出作業場に対するものでした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/105244.html>

### **5. 2016年度 水質汚濁防止法等の施行状況について (2018.3.16 環境省)**

水濁法の特定事業場の登録件数は全国で26.3万件(前年度比▲2千件)、立入検査件数は3.8万件(同±0件)、そのうち公共用水域への排出に係る特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する改善命令件数は12件(同+7件)、一時停止命令件数は0件(同±0件)でした。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/105197.html>

### **6. 「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて」(答申)**

#### **及び意見募集の結果について (2018.2.23環境省)**

荒川水系の荒川貯水池及び利根川水系の渡良瀬貯水池における類型指定及び暫定目標値が、2017年度末で期限を迎えるのに伴い見直しが行われ、環境大臣に答申がなされました。2022年度までの期間、荒川貯水池は現状維持、渡良瀬貯水池はCOD、全窒素の暫定目標値が引き上げられました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/105139.html>

### **7. 環境物品等の調達に関する基本方針の変更について <環境省告示第12号> (2018.3.19公表)**

先月の一般情報 2.の内容が公表され、グリーン購入法に係る特定調達品目が見直されました。詳細は先月の法令情報をご覧ください。

〈参考〉環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

### **8. 健康経営優良法人2018認定法人が認定されました (2018.2.20経産省)**

健康経営優良法人認定制度は、地域の健康課題に沿った取組や日本健康会議が進める健康増進の取組を元に、優秀な企業等を顕彰し「見える化」します。これにより金融機関、関係企業、従業員や求職者などから社会的評価を受けることができる環境を整備することを目的としています。今回、認定申請のあった法人のうち大規模法人部門で541法人が中小規模法人部門で776法人が認定されました。

〈参考〉経産省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/2017/02/20180220003/20180220003.html>

## 9. 大気環境配慮型サービスステーション(SS)認定制度の創設について (2018. 3. 2環境省)

環境省と資源エネルギー庁は、大気汚染物質である光化学オキシダント及びPM2.5の原因物質の一つである「燃料蒸発ガス」を削減し大気環境の保全を図るため、燃料蒸発ガスを回収する装置を持つ給油機を設置した給油所に対し、「大気環境配慮型SS」の認定をおこない広く公表する制度を設立しました。認定を受けたSSには認定証及びロゴマークが交付されます。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/105186.html>

## 10. 2016年度PRTRデータの集計結果を取りまとめました

### －第一種特定化学物質の排出量・移動量の集計結果等－ (2018. 3. 2 経産省)

経産省及び環境省は化管法に基づき事業者から届出のあった化学物質の集計結果を公表しました。排出量は151千トン(前年度比▲2.1%)、移動量は224千トン(同+1.7%)と移動量が増加しました。合計内訳は前年と同じくトルエン、マンガン類、キシレンで上位約50%を占めました。またオンラインによる提出の増加により、紙による提出率が40%を切りました。

〈参考〉経産省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/2017/03/20180302003/20180302003.html>

## 11. 新規化学物質のうち、高分子化合物であって、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る

### 被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものに関する基準の一部を改正する件 〈厚生労働・経済産業・環境省告示第1号〉 (2018. 3. 6公布、2018. 4. 1施行)

化審法の「新規化学物質の製造等の届出」に係る高分子化合物の試験の基準が変更されました。物理化学的安定性試験における安定性の基準並びに酸・アルカリ、水及び有機溶媒に対する溶解性試験の基準について内容が見直されました。

〈参考〉電子政府 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMSTDETAIL&id=595117102&Mode=2>

## 12. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について (2018. 3. 12環境省)

ゼロ・ジャパン株式会社の兵庫県加古川市の分解・洗浄施設及び株式会社富山環境整備の焼却施設が低濃度PCB無害化処理施設の認定を受けました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/105243.html>

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/105242.html>

## 13. 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく再資源化事業計画の認定について

(2018. 3. 5環境省)

東京都の株式会社ブロードリンク(収集区域：全国)と福島県の株式会社高良(収集区域：宮城、秋田、山形、新潟、福島)が、小型家電リサイクル法に基づく再資源化事業計画の認定を受け、使用済小型家電の回収を始めます。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/105233.html>

## 14. 2016年度 容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等の実績について (2018. 3. 9環境省)

環境省は同法に基づく2016年度分別収集実績を公表しました。全国自治体における分別収集量は前年と比べてペットボトル、アルミ缶で微増、ガラス容器、紙製容器、ダンボールが微減しました。またリサイクル事業者への引渡し率はここ6年すべての品目で90%を超えています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/105234.html>

## **公募情報**

### **1. 2018年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金に係る**

#### **補助事業者(執行団体)の採択について (2018.3.9環境省)**

環境省は題記分野の補助金に係る、34の補助事業の実施をおこなう執行団体を採択しました。今後、執行団体は2018年度の補助事業の公募を開始します。応募予定の事業者は情報に注視願います。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/105180.html>

### **2. 2018年度「緑化優良工場等表彰」の募集を開始します (2018.3.1経産省)**

経産省は工場緑化の取組の啓発及び促進を図るため、毎年工場緑化に顕著な功績のあった工場を表彰しています。審査基準は工場内緑地の増減・景観状況及び維持管理の取組等です。2018.4.20まで応募を受け付けています。

〈参考〉経産省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/2017/03/20180301004/20180301004.html>

以 上